

国近整猪調第 号
平成 1 6 年 5 月 2 6 日

伊丹市長 様

近畿地方整備局
猪名川河川事務所長

「淀川水系河川整備計画基礎原案」について（回答）

小満の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局では、河川整備計画原案策定に向け「淀川水系河川整備計画基礎原案」について、淀川水系流域委員会、住民、関係自治体の皆様へ説明を実施したところ、多数の貴重なご意見をいただきました。また、貴職におかれましても貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。つきましては、ご意見・ご質問について別紙のとおり回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 緊急に堤防補強の必要な箇所を決定するための詳細調査を実施する区間は、猪名川では約5 kmであり、調査の結果必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施します。なお、実施にあたり現地に則した具体的な補強手法を「淀川堤防強化検討委員会」(H15.4設立)等からの提案を踏まえ、早急に決定する。(別添付図)

○ 高水敷利用の方針は「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド・ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本とします。グラウンド等の占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生する事を重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会(仮称)」を設置し意見を聴くとともに、住民から広く意見を聴き個々の案件毎に判断します。